

只見町新型コロナワクチン追加接種のお知らせ(高齢者)

【新型コロナワクチン追加接種の目的】

日本で接種が進められているワクチンは、高い発症予防効果等がある一方、感染予防効果や、高齢者においては重症化予防効果についても、時間の経過に伴い、徐々に低下していくことが示唆されています。

このため、感染拡大防止及び重症化予防の観点から、初回(1回目・2回目)接種を完了したすべての方に対して、感染予防効果や重症化予防効果等を高める効果が期待でき、追加接種の機会を提供することが望ましいために行われるものです。

【新型コロナワクチン接種の期間】

令和4年9月30日まで(1・2回目接種及び3回目追加接種)

【追加接種対象者及び接種方法】

原則、住民票所在地で、接種を受けていただくことになります。

◇対象者 2回目の接種が完了した18歳以上のすべての町民

◇接種間隔 2回目の接種完了から原則8ヶ月以上間隔をあけて接種を受けることができます。
ただし、一部の対象者(医療従事者等)は間隔を短縮することが可能です。

【接種の費用】

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。

【ワクチンの種類】

武田/モデルナ社のワクチン(スパイクバックス)

【接種方法等】

◇接種日程 : 2回目の接種から原則8か月以上経過する65歳以上の高齢者の方は日時指定での個別接種により2月上旬から開始

◇接種日時 : 令和4年1月31日~2月28日
午後2時~4時(接種日によって時間が異なります)

◇接種会場 : 只見町国民健康保険朝日診療所

【接種券及び予診票】

追加接種対象の方には、町から8か月经過する方順に接種券を郵送いたします。

接種時には、郵送した「接種券」が必要ですので、接種するまで失くさないよう、大切に保管ください。

※接種券一体型予診票は接種会場でスタッフが確認しますので、ご自身では切取らないでください。

誤って切取って紛失した場合、当日接種が受けられず再発行が必要になりますのでご注意ください。

【追加接種日時の確認】

あらかじめ、接種日時を指定した「追加接種予約表」を接種券発送時に送付させていただきま
すので、同封のオレンジ色の予約表をご確認ください。

【指定日時変更方法】

体調不良等のやむを得ない理由で、接種日の日程を変更希望の場合は、ワクチンの準備の都合上、必ず接種日2日前までに予約変更専用電話(TEL 84-2090)へ連絡をしてください。

無駄なく、多くの町民の方が追加接種を受けることができるようご協力をお願いします。

指定日時変更の際には、お手元に「追加接種3回目接種券」を準備ください。

◇専用電話 0241-84-2090 (1月12日から変更受付開始)

◇変更受付時間 午前9時~11時30分 午後1時30分~4時30分

◇確認項目

①お名前 ②生年月日 ③お住まいの地区 ④連絡の取れる電話番号 ⑤接種券番号

【接種当日お持ちいただくもの】

- ・接種券一体型予診票1枚 ※あらかじめご記入ください
- ・本人確認書類(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等)
- ・お薬手帳

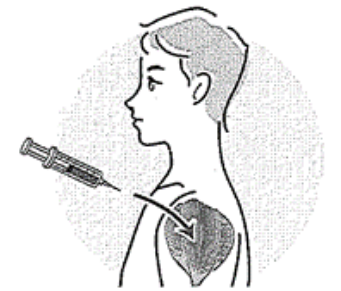
【接種後の対応】

ワクチン接種後は、副反応(アナフィラキシーショック等)が起こっても、すぐに対応できるよう接種会場には医薬品、救急用品などの準備をしています。

【ワクチンの有効性】

通常、三角筋(上腕の筋肉)に筋肉内注射という方法で接種します。

接種当日は、肩を出しやすい服装で受けてください。
Tシャツ等の半そでの服装に、長袖を羽織るとすぐに着脱できるのでお勧めです。



【副反応について】

海外の臨床試験の結果では、ファイザー社のワクチン及び武田/モデルナ社のワクチンいずれの場合も、2回目の接種後と比較して接種部位の痛み、倦怠感、頭痛、筋肉痛など副反応の程度は同程度であると確認されていますが、リンパ節の腫れなどについては、初回(1回目・2回目)接種時と比較して、やや高い傾向がありました。

なお、米国CDCのデータによると、いずれのワクチンにおいても、追加接種後1週間以内に見られた様々な症状(局所及び全身性の反応や、健康状態、日常生活や勤務への支障等)は、2回目接種後と比較して、その発現割合が低かったとの報告もあります。説明書をよく読み、ワクチンについて理解したうえで、体調が良い時に接種しましょう。

【ワクチン接種を受ける方の同意】

新型コロナワクチンの接種は、接種対象者の皆さまに受けていただくようお願いしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。

予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。

◎現在、何かの病気で治療中の方や、体調など接種に不安がある方は、かかりつけ医にあらかじめ、ご相談をお願いします。

【住民票所在地以外での接種をご希望の方】

以下のようなやむを得ない理由がある場合、住民票所在地以外で接種を受けることができます。

- 出産のために里帰りしている妊産婦（妊婦は努力義務適用外です）
- 単身赴任者
- 遠隔地へ下宿している学生
- DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- その他 市町村長がやむを得ない事情があると認められた者

◇只見町に住民票があり、上記の理由で、只見町以外での接種を希望される場合
接種を希望する市町村への事前の届出が必要です。
届出の際には、只見町から届く「接種券」をお手元にご準備ください。

◇只見町以外に住民票があり、上記の理由で、只見町での接種を希望される場合
只見町への事前の届出が必要です。
届出の際には、住民票所在地から届く「接種券」をお手元にご準備ください。

★住民票所在地以外での接種を希望される方の中で、届出が不要の方

	対象	接種方法
1	入院中・入所中の方	入院中の医療機関や、入所施設にお問い合わせください
2	基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合	かかりつけ医にお問い合わせください。（医療機関によっては、接種を実施していない場合もあります）
3	災害による被害にあった方	原子力災害により避難している方は、住民票のある市町村から、接種券と一緒に「住所地外接種届出済証」が郵送されます

【特に追加接種をおすすめする方】

- ・高齢者、基礎疾患を有する方などの「**重症化リスクが高い方**」
- ・重症化リスクが高い方の関係者・介助者（介護従事者など）などの「**重症化リスクが高い方との接触が多い方**」
- ・医療従事者などの「**職業上の理由などによりウイルス曝露リスクが高い方**」

【初回(1・2回目)接種後に転入された方】

1・2回目接種終了後、追加接種に必要な接種券を発行するために、接種券発行申請を行っていただく必要がありますので、保健福祉課保健係で手続きをしてください。

必要書類	①接種券発行申請書（保健福祉課に設置しています） ②1・2回目接種日がわかる書類（臨時接種証明書等） ③本人確認ができる書類（保険証、運転免許証、マイナンバーカード等）
------	--

【接種後の感染対策】

ワクチンを受けた後も、マスクの着用など、感染予防対策の継続をお願いします。

新型コロナワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されていますが、その効果は100%ではありません。また、ウイルスの変異による影響もあります。

このため、皆さまに感染予防対策を継続していただくようお願いいたします。具体的には、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行などをお願いします。

【接種券が届かない場合】

お手元に接種券が届かない場合はまず下記をご確認ください。

- ①2回目の接種を受けたか
1回目みの接種の場合、3回目の接種の対象外ですので接種券は送付されません。
- ②接種券の送付時期になっているか
接種日等はお手元の1・2回目の接種券の接種済証の欄で確認することができます。
送付時期になっている場合順次接種券を送付いたしますので送付時期までお待ちください。
- ③18歳以上か
接種日当日に18歳未満の方は3回目接種の対象外ですので接種券は送付されません。

【新型コロナワクチン接種相談体制】

◇厚生労働省の新型コロナワクチン相談窓口

主なお問い合わせ内容：ワクチン施策の在り方等
電話番号：0120-761770(フリーダイヤル)
受付時間：9時00分～21時00分(土日祝日を含む毎日)

◇福島県新型コロナワクチン副反応コールセンター

対象：県内で新型コロナワクチンを接種した方で、ワクチン接種による副反応と思われる症状について相談したい方
電話番号：0120-336-567(フリーダイヤル)
受付時間：9時00分から20時00分(土日、祝日も対応)

【その他の問合せ先】

新型コロナワクチン接種初回(1・2回目)接種や追加接種等について、ご不明な点がございましたら、只見町保健福祉課保健係(TEL84-7005)へお問合せください。